工事現場に配置される技術者等の効率的活用

国土交通省

技術者及び現場代理人の適正な配置について、課長通知を平成25年2月5日付けで発出

1.　密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能

● 建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

工作物に一体性又は連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ　相互の間隔が5km程度

専任の主任技術者が原則2件程度、兼務することが出来る

2.　現場代理人の常駐義務の緩和 【再周知】

● 公共工事標準請負契約約款第10条第3項

工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障が無く、
発注者との連絡体制が確保される場合、

発注者の判断により現場代理人の常駐義務を緩和

※現場代理人の常駐義務の緩和により、監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意

3.　監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化 【再周知】

● 「契約締結から現場着手までの間」、「検査終了後の期間」等は専任を要しない。

1. 専任の主任技術者の兼務可能

国土交通省

被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について**全国展開**

（建設業法施行令　第27条第2項）
　前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

当面の取扱（平成24年2月20日付け課長通知より運用拡大）

（1）①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

（2）一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●**専任の主任技術者による兼務が認められる例**

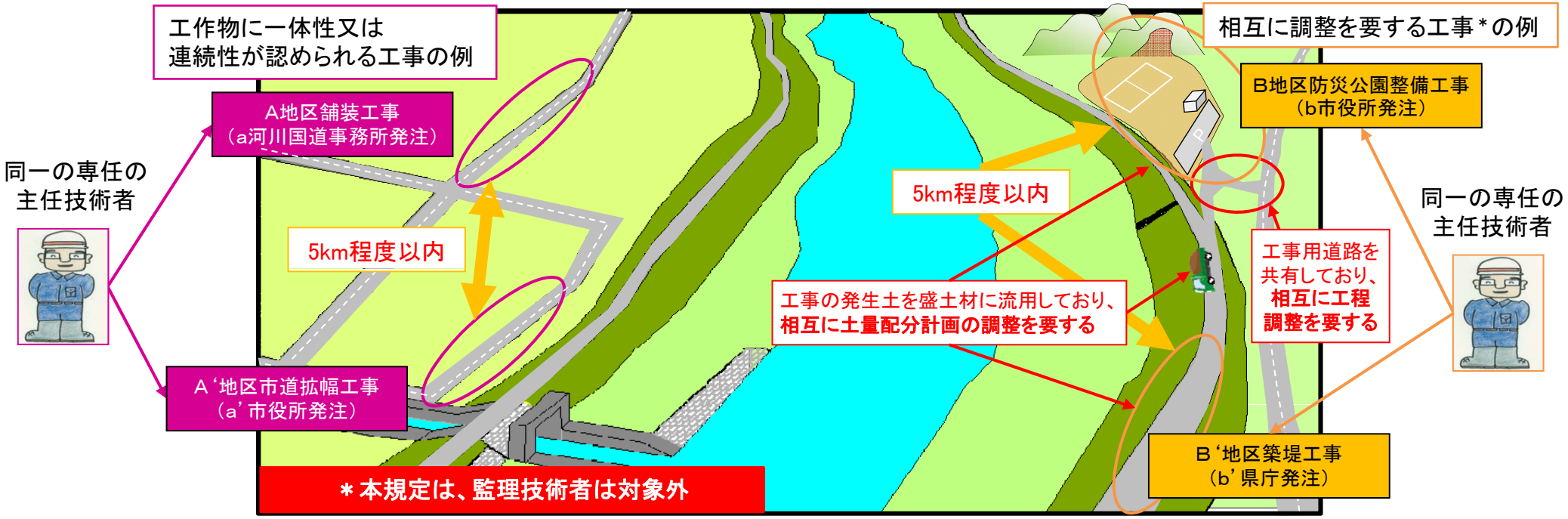

＊工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

2. 現場代理人の常駐義務の緩和

国土交通省

現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

○現場代理人は、原則として工事現場に**常駐**が必要

○同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は兼務可能

➡ 以下の両方を満足すると発注者が認めた場合には**常駐を要しない**こととすることができる。

①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと

②発注者との連絡体制が確保されること

（公共工事標準請負契約約款　第10条第3項）

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日付け）

【留意点】 現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例 （技術者を兼務するような場合）

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の配置要件＊	*技術者を兼務しないため、関係なし*	非専任	専　任 （監理技術者 主任技術者（右記以外））	工事に密接な関係があり、現場が5km程度以内である場合の主任技術者
他の工事現場との兼任	A工事 ⇔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ⇔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（かつ技術者も兼務可能）	A工事 ✕ B工事 ⇒現場の兼任不可（＊技術者の専任制のため）	A工事 ⇔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能（かつ主任技術者も兼務可能）

＊技術者の専任を要する工事：1件の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

国土交通省

○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。

以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間　等

② 工事を全面的に一時中止している期間
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査　等

③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）

④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
＊発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない
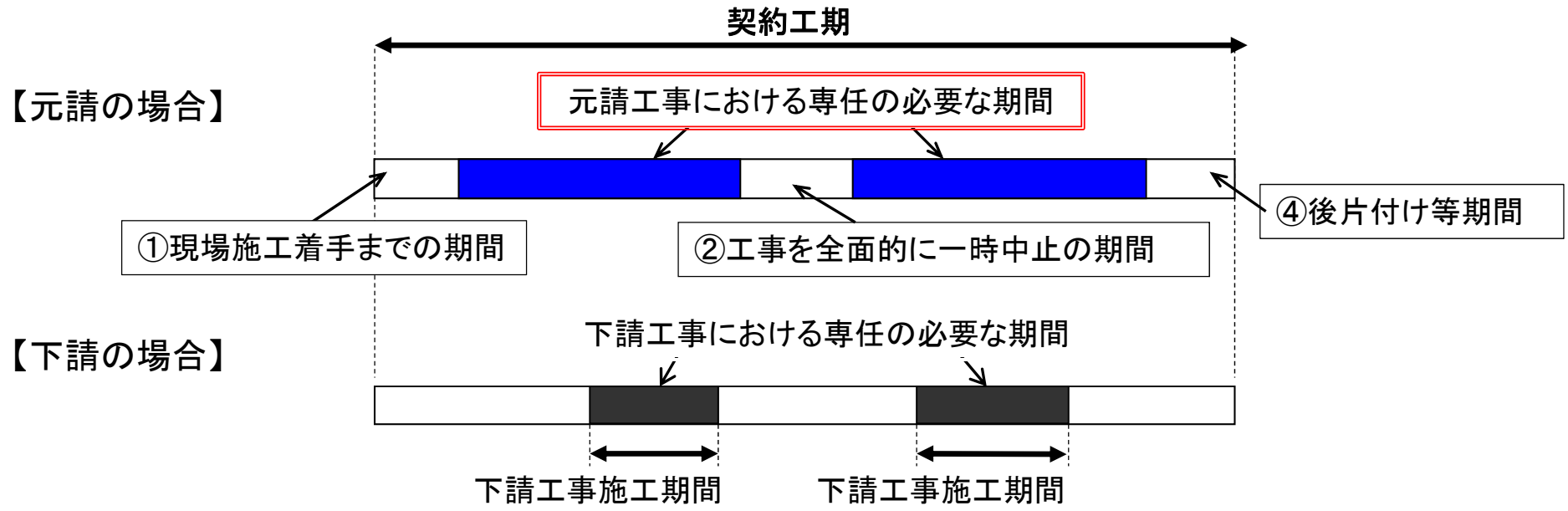
○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。